

昭和三年二月十九日

工場主

鈴木啓正殿

第一 糸現在ノ土時勤務ヲ十時間ニサレ現至ノ日給ヲ減正ラレナイ事

第二 糸債金ハ現在工場ヲ支給ノ年々下給ニ至レ式割ノ増給ヲサレル事

(備考) 一 買入ルニ以テ糸項ハ月収至八拾五位ヲ原則トシテ算シタリモノナレ

ハ特ニ市考慮ヲ願ヒマス

第三 糸工場ノ都合ニ依リ臨時休業アル場合ハ本給ノ全額ヲ支給スルコト

第四 糸ノ勤賞與ヲ制定スルコト

上下半期(半年)一日分ヲ支給スルコト

但シ早退遅刻ヲ各一回ツツハ免除シテ皆勤者ト認ム事

第五 糸残業歩合ハ一時間ニサレ五歩ヲ支給スル事

(備考) 他工場ノ残業ニ時間ヲ半日分支給シテ居リマス

第六 糸老年ニ一回ノ昇給ヲ行フコト

但シ一回金三五千以上ノ事

第七 糸年ニ一回春秋ノ期ニ於テ従業員ノ慰安命令ヲ催スコト

第八 糸公休日ハ本給ノ全額ヲ支給スル事

第九 糸公休日出勤ノ作業員ニ對シテハ五分増ニスルコト

第十 糸退職予告ハ他工場ノ比例ニ依リ制定スル事

第十一 糸簡便矣呼聲検査ノ際ハ一日分ヲ支給シ勤務演習在者ニ

ハ田給六分ツツ支給スルコト

但シ前年度ニシテ概制定アリタリ

第十二 糸食堂並ニ洗衣場ヲ建設スルコト